

## 住民投票制度行政素案（改訂版）（平成27年1月）主な改訂内容について

### 住民投票に付することができる「市政の重要な課題」の除外事項について

「住民投票制度行政素案について（平成26年12月 苫小牧市民自治推進会議 答申）」を踏まえ、住民投票に付することができる「市政の重要な課題」について、住民投票に付することができない除外事項の一部の見直しをした。

#### 《改訂前》 住民投票制度行政素案（平成25年9月）

住民投票に付することができる「市政の重要な課題」は、市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもののうち、次の(1)~(5)に掲げる事項を除いたものとします。

(1) 市の権限に属さない事項

(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

(3) 市の組織、人事又は財務に関する事項

(4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項

(5) (1)~(4)に掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項

#### 《改訂後》 住民投票制度行政素案（改訂版）（平成27年1月）

住民投票に付することができる「市政の重要な課題」は、市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもののうち、次の(1)~(4)に掲げる事項を除いたものとします。

(1) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

(2) 市の組織、人事又は財務に関する事項

(3) 専ら特定の市民又は地域に関する事項

(4) (1)~(3)に掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項